リチウムイオン電池以外の蓄電池、乾電池又はニッケル水素電池（以下この別表において「蓄電池等」という。）を用いた電動車椅子等	（略）	（略）	（略）	1）　（略） 2）蓄電池（漏れ防止型のもの）の場合 ア）　（略） イ）蓄電池の各端子は、ショートするおそれのないよう、カバー又はケース等により保護されていること。 ウ）・エ）　（略） 3）蓄電池（漏れ防止型以外のもの）の場合 ア）蓄電池の各端子は、ショートするおそれのないよう、カバー又はケース等により保護されていること。 イ）～エ）　（略） 4）　（略）
電動車椅子等から取り外した蓄電池等	（略）	（略）	（略）	
電動車椅子等に用いる予備の蓄電池等	（略）	（略）	（略）	
（略）				
電池を内蔵した携帯型電子喫煙機器（電子たばこ、電子葉巻、電子パイプ、個人用ヴァポライザー、電子ニコチン供給装置等をいう。）	（略）	（略）	（略）	1）予備の電池は、ショートしないように個々に保護されていること。 2）～4）　（略）
リチウム電池を内蔵した携帯型電子機器（電池を内蔵した携帯型電子喫煙機器を除く。）	○	○	—	1）単電池及び組電池は、国連試験基準マニュアルのそれぞれの試験要件を満たしていることが示された型式のものであること。 2）リチウム電池のうち、リチウム金属電池にあってはリチウム含有量が２
予備のリチウム電池			２個（リチウム含有量が２ｇ以下の予備のリチウム金属電池及	

リチウムイオン電池以外の蓄電池、乾電池又はニッケル水素電池（以下この別表において「蓄電池等」という。）を用いた電動車椅子等	（略）	（略）	（略）	1）　（略） 2）蓄電池（漏れ防止型のもの）の場合 ア）　（略） イ）蓄電池の各端子は、短絡するおそれのないよう、カバー又はケース等により保護されていること。 ウ）・エ）　（略） 3）蓄電池（漏れ防止型以外のもの）の場合 ア）蓄電池の各端子は、短絡するおそれのないよう、カバー又はケース等により保護されていること。 イ）～エ）　（略） 4）　（略）
電動車椅子等から取り外した蓄電池等	（略）	（略）	（略）	
電動車椅子等に用いる予備の蓄電池等	（略）	（略）	（略）	
（略）				
電池を内蔵した携帯型電子喫煙機器（電子たばこ、電子葉巻、電子パイプ、個人用ヴァポライザー、電子ニコチン供給装置等をいう。）	（略）	（略）	（略）	1）予備の電池は、短絡しないように個々に保護されていること。 2）～4）　（略）
リチウム電池を内蔵した携帯型電子機器（電池を内蔵した携帯型電子喫煙機器を除く。）				1）単電池及び組電池は、国連試験基準マニュアルのそれぞれの試験要件を満たしていることが示された型式のものであること。 2）リチウム電池のうち、リチウム金属電池にあってはリチウム含有量が２